

## 習志野市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業に係る届出について、必要な事項を定めるものとする。

(事業開始の届出)

第2条 法第34条の8第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業の開始の届出は、放課後児童健全育成事業開始届（第1号様式）により行うものとする。

(事業変更の届出)

第3条 法第34条の8第3項の規定に基づく放課後児童健全育成事業の変更の届出は、放課後児童健全育成事業変更届（第2号様式）により行うものとする。

(事業廃止又は休止の届出)

第4条 法第34条の8第4項の規定に基づく放課後児童健全育成事業の廃止又は休止の届出は、放課後児童健全育成事業廃止・休止届（第3号様式）により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。